

働き方改革

同一労働同一賃金が理想です

今年、4月1日に働き方改革関連法が施行されました。この働き方改革関連法は、いくつもの法律の改正が含まれるもので、労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法、パート法、派遣法などの法律が対象となっており、改正内容も多岐にわたるものです。その中でも目玉とされているのが、非正規社員の待遇改善に向けた取り組みです。

現状、日本の非正規社員の待遇は、正社員の時給換算賃金の約6割にとどまります。欧米では8割ほどであることから、日本には激しい格差があります。非正規で働く方は労働者全体の約4割を占めます。この層の待遇・働き方を改善するのに、待ったなしの状況にきていることを政府も認めており、**非正規社員の賃金を、正社員に対し、欧米並みまで引き上げようと目標を掲げています。**

政府は、同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備と、非正規雇用労働者の正社員化などキャリアアップの推進により、改善する方針を打ち出しています。

労働時間上限規制が始まりました

残業時間については、80時間の上限規制が定められました。近年、長時間労働を原因とする過労死や過労自殺が問題となり、この上限規制が設けられました。しかし、6ヶ月に渡る場合に80時間、1か月100時間が過労死ラインとされており、政府が決めた規制については疑問が残ります。また、規制強化については慎重に議論し、段階的に進めなくては、ますますサービス残業を誘発してしまいう可能性があります。問題の本質は残業を前提とした業務量にあるはずで、その業務量の見直しや、適正な要員の配置こそが長時間労働の是正につながるはずです。

JR九州では出勤管理システムが導入されましたが、出勤のタッチをする前に仕事をしたり、パソコンを使用しない業務をしている現状はありませんか？また、業務終了後に残っている資料作成等を評価する風潮がありますが、**会社も労働者もそのような考え方を**変えていかなければいけないのではないのでしょうか？

サービス残業を評価する風潮って世間の流れと逆行しているよな(笑)



「自分の時間」ってよく言うけどそれってどうなの？



若いカ

第118号

2019年 6月1日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515